

一社随意契約する理由

<p>業 務 名</p>	<p>拡村委第1号 山居山配水池等廃止に伴うポンプ設備等電気計装設計業務委託</p>
<p>一社随意契約する理由</p>	<p>村上市財務規則第133条第3項第6号の規定による (不利と認められるとき)</p> <p>本業務は、平成29年度に実施した「村上第4次拡張事業山居山配水池ほか廃止に伴う電気計装機械設備工事等設計業務委託」と密接に関連する付帯的な設計業務のため、当時設計業務を受託した下記業者が履行することで工期の短縮、経費の節減に加え、設計責任も明確となり円滑かつ適切な業務実施が可能なことから下記業者と随意契約をするもの</p>
<p>随意契約の相手方</p>	<p>新潟市中央区新光町1番地1 株式会社 新光コンサルタント 代表取締役社長 山 岸 洋 二</p>